

令和2年第3回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月25日(水)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 3) 議案第3号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
- 4) 専 決 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 5) 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
- 6) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持	登	君			
3 番	中	村		明	君	4 番	小	島	一	男	君		
5 番	張	ヶ	谷	一	郎	君	6 番	青	木	徹	雄	君	
7 番	鈴	木		豊	君	8 番	坂	路		誠	君		
9 番	青	木	邦	夫	君	1 0 番	大	島	か	づ	子	君	
1 1 番	小	島	キ	ヨ	子	君	1 2 番	戸	賀	崎	邦	雄	君
1 3 番	後	藤		勇	君	1 4 番	高	崎		勇	君		

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 11名

1 番	鈴	木	徳	男	君	2 番	井	上	清	一	君
3 番	山	崎	松	男	君	4 番	今	野	秀	明	君
5 番	白	石	守	利	君	6 番	濱	田		茂	君
7 番	松	田	英	雄	君	8 番	細	井	純	一	君
10 番	川	島	広	伸	君	11 番	加	藤		互	君
12 番	上	原	一	夫	君						

欠席委員 1名

9番 上 原 勝 正 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 古 谷 崇

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、時間が少し早いのですが、〇〇委員が今日は欠席というご連絡を頂きまして、そのほかの委員の方には出席いただいておりますので、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。

新型コロナウイルスの町内の状況でございますけれども、本日第3回目の町内コロナウイルス対策会議を実施いたしまして、今までも3月いっぱいまで公共施設を休館にしております。4月1日から公民館等の公共施設を開けるかどうかという話があったのですが、相互利用している近隣の久喜とか春日部とか、それが4月15日までは当面閉館しようという運びでございまして、利用者の中に、相互利用でございまして、杉戸だけが開けているという、この近隣の子供たちがみんな来てしまうのです。そうすると、杉戸がその発祥源になったら大変なことになるということで、それと歩調を合わせて、14日までは農村センター、また公民館、図書館は貸出しのみはオーケーということで、中には入れないということで対応する予定でございます。

また、小中学校については、入学式のみ行くと。始業式だとかそういうものはやらない。体育館の活動はやらないということでございます。

この農業委員会についても開催するかどうかというのは迷ったのですが、これは審議ということでやらなくてはならないということで、マスクとか咳エチケットとか手洗いとか、そういうものを皆さん配慮されてということで開催いたしましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しいところ、第3回杉戸町農業委員会総会にご出席を頂きましてありがとうございます。

桜も既に満開になっておりまして、例年になく早いのかなという感じがしておりますし、天候が不順ということで、野菜、また花等もコロナウイルスの関係もありますけれども、非常に厳しい状況下かなというふうに感じております。

今日の総会のほうなのですが、局長のほうにも話しまして、議案もありますが、スムーズになるべく早い時間に終わらせたいというふうに考えておりますので、皆さんのご協力をお願い申し上げたいと思います。今年度3月最後でございますが、若干異動があったようでございまして、後ほど局長から発表があると思うのですが、3月はどうしても勤め人の場合は必ず異動が発生しますので、1人動けば3人動くというのが通常でございますので、やむを得ないかなというふうに感じております。それも併せまして、本日の審議につきまして慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。大変ご苦勞さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、議案は数件なのですが、それが終わってから、今進めてございます人・農地プランの地域の70歳以上の方の地図化が終了しましたので、そちらで若干皆さんに時間を頂きまして、話し合いをさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、異動については、農業活性化の〇〇と〇〇、その2人が4月1日で異動という形でございます。あとの職員は残留でございますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、早速次第に基づきまして議事進行を会長のほうにお願いしたいと思います。

◎議案第1号

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。着座のまま進めますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1からナンバー11まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字佐左エ門〇〇〇—〇、田、2,203㎡。ナンバー1—2、同じく〇〇〇—〇、田、1,900㎡。ナンバー1—3、同じく〇〇〇〇—〇、田、1736㎡。ナンバー1—4、同じく〇〇〇〇—〇、田、252㎡。ナンバー1—5、同じく〇〇〇〇—〇、田、731㎡。ナンバー1—6、同じく〇〇〇〇—〇、田、1235㎡。ナンバー1—7、同じく〇〇〇〇—〇、田、509㎡。ナンバー1—8、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,057㎡。ナンバー1—9、同じく〇〇〇〇—〇、田、231㎡。ナンバー1—10、同じく〇〇〇〇—〇、田、1,610㎡。ナンバー1—11、同じく〇〇〇〇—〇、田、854㎡。合計で1万2,318㎡。譲渡人、佐左エ門、〇〇〇〇。譲受人、境町、〇〇〇〇。譲受人、面積〇〇アール、労力〇人。取得理由、経営拡大。ナンバー1については、今年1月に一度申請がありましたが、境町において耕作放棄地があるということで取下げになった案件でございます。その後耕作放棄地を是正したということで、再申請となっております。譲受人の〇〇氏については、昨日役場のほうで会長、副会長、地元の〇〇〇〇委員と推進委員の〇〇推進委員さんと事務局で面談を行っております。場所については、前回同様大字佐左エ門地内の〇〇〇〇周辺でございます。

以上でございます。

○会長 今説明がありましたとおり昨日面接してございますが、調査報告につきまして〇〇〇〇委員さん、よろしくお願いします。

○農業委員6番 それでは、座ったままでお話しさせていただきます。

まず、3月18日の夜、〇〇〇〇さんのお宅を訪問して、お嫁さんから聞き取りをいたしました。そして、現在〇〇〇〇さんは〇〇歳になられて〇〇〇〇〇〇に入所しておられて、農作業はとてもできない状態であります。そして、農作業は近隣の〇〇〇〇さんをお願いしているという状況です。

それから、調査5項目については該当しない旨の回答を得ました。

それから、譲受人の〇〇〇〇さんについては、私1人なのですが、3月23日に境町の〇〇さんのお宅を訪問いたしました。現地の様子を伺ったのですが、お住まいには〇〇〇〇〇〇株式会社、それから〇〇〇〇株式会社の看板があり、金属製のごみが山積みになっておりました。先ほどもご紹介ありましたけれども、〇〇さんはリサイクル業を営んでおります。そして、リサイクル業を営んでいるということではないのですが、いろんな不耕作とかそういった観点もありまして、昨日3月24日、役場の会議室において事情聴取を行いました。具体的に言いますと、出席者は会長、副会長、事務局長、〇〇推進委員、事務スタッフの方々、それから私です。そして、いろいろ調査を行ったのですが、1時間ぐらいなのですが、なかなか本当のことを述べられていないような気がいたしました。

そして、調査項目なのですが、現在の経営規模は〇ヘクタールとおっしゃっていたのですが、3条の調査票の記載には〇〇アールということで、面積において大分そごがあるというふうな印象を受けました。それから、〇.〇ヘクタールの土地を取得した後、少なくとも農地が安いとはいえ、数百万のお金が必要なわけですので、具体的な農業プランがあるのかというふうにお伺いしたのですが、特別に明確なお答えがなかったのです。一応〇〇歳の息子さんがおられて、せがれにやってもらうのだというふうなお話でした。

それで、結論を急ぐのですが、〇〇さんはリサイクル業を営んでおりますので、当該申請地1万2,318㎡の農地に産業廃棄物を捨てられてしまっは大変だというふうなことを心配しました。しかし、農地法の第3条の案件に照らし合わせて、不許可処分をする明確な理由が、なかなかのりくらりとおっしゃっていましたので、不許可事由

に該当するようなお答えがなかったので、困ってしまったというのが実情です。以上のちょっと難しい内容を含んでおりますので、この会において慎重なご審議をお願いいたします。

以上ですけれども。

○会長 ありがとうございます。

これにつきまして、昨日面接に立ち会っていただいております推進委員の〇〇推進委員さんにご意見を頂きたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○推進委員 7 番 〇〇農業委員から昨日の〇〇さんとの面接について話がありましたけれども、私も面談に付き合ったのですけれども、いろいろご質問させていただきましたけれども、農地法の 3 条についてということで、永年耕作ができるかどうかというのが問題の点なのですけれども、本人はこの 3 条、永年耕作をするということで実は念書まで頂いているということですので、書類上、手続上の問題というか、口頭でのいろいろな質問に対しては正確な答えが出なかったのですけれども、永年耕作やりますということで、会長はじめ課長が念を押されたところで明確な返事を頂いておりますので、これを信じたいと思います。

現場の土地の特に〇〇〇〇の幾つとかって、この場所を見ますと交通の便が誠にいいところで、これから〇〇さんにしろ私にしろ、農地パトロールを厳重にさせていただきます、まずは皆さんの議論も必要だと思いますけれども、一応私としては許可を出すのが当然だと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

昨日誓約書も見せていただいております。永年耕作をするということで念を押しまして、私も 2 回、3 回、再三にわたり確認をしまして、局長も再三確認をしていたところで、本人が作りますということでございます。

これにつきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

どうぞ。

○農業委員 8 番 前回 1 月に事前に説明があつて、こういう話なのですが、どう見ても心配される事態ではないかなと。あと、今の耕作というのは、例えばどういうものを作つてという実態は確認されているのですか。今の経営の実態というのを。それは境町から聞くしかないですね。大きい耕作放棄地を直したところ、具体的なものとかそういうところを、もっと十分な確認とか、あと今度指導も境町の人ですから、なかなか直接にできない。あと、その誓約書がもし破れたら、それについて改善命令をかけるとかそういう段取り、今まで杉戸町でそういうことがあったのかどうか分かりませんが、やはりそこまで考えておかないと、禍根を残すようなことが考えられるのではないかというふうに思うのですが、何か本当に断れる理由というのをもうちょっと制度的にきっちりする必要があります。

今までこういうもので誓約書が出てやって、問題があったというのは、杉戸町では全く一件もないのですか。ちょっとそこは私も分かりませんが。あと、誓約書といっても、紙であつて、結局それが守られないと。非常にいい場所。あと、この面積が前と狭まっているというのは、何か理由があるのですか。前回図面の面積やそういうのは、非常に危惧される。売るほうは耕作ができないから、どうしても売りたいというのは分かるのですが、非常に危惧を覚える。ちょっと結論が出ませんが、そういう観点で皆さんご意見があれば、お聞かせいただければというふうに思います。

○書記 事務局でございます。

1 月の議案ですけれども、私の確認ミスで、図面の地図の印をつける部分、ちょっと広く塗り過ぎてしまったという形です。申請が上がっている筆は 11 筆、面積も変わっておりません。1 月の議案の後ろについている地図で図示した部分が、ちょっと川のほうまで一体で塗ってしまっているような形で、正しくは今回の議案のとおりです。鉄塔の

下の1枚だけで、〇〇〇のほうに接している1枚は抜けているような形になっております。申し訳ございませんでした。こちらは書式といいますか、議案上のミスになります。

町外の方、ほかの案件ということなのですが、私が今3年目なのですが、私の記憶している中で町外の方が土地を取得されたというのが4件と思います。1件は、これも〇〇〇〇沿いで吉川市の人が買われたのですが、それが私が担当してから一番最初だったのですが、それは書類の審査しませんでした。今、何も耕作はされていないです。一度も耕作されていないです。

2件目は、これはちょっと特殊な案件で宮代町の方が買われたのですが、売る側のほうの人が不動産ブローカーみたいな形の人で、杉戸町、宮代町、松伏町で同じ手放す人で、同じ受け取る人という形の申請が同時に上がってきて、それは宮代町の農業委員会、松伏町の農業委員会、あとは杉戸町と埼玉県春日部農林振興センターの4者でどうしようかという検討はしました。そのときは明確に不許可にする理由がないということで、許可になっています。そこはきちんと耕作されております。

3件目が春日部市の方です。お母さん1人の名前で世帯になっていて申請が上がってきて、米島の人なのですが、こちらまで来て農業をするかどうか不安だったので、そのときに初めて本人を呼んで面談をしております。その方は春日部の農地が、周囲を含めた大きな開発に絡んで農地が減ってしまうので、杉戸で農地を取得すると。併せて杉戸に宅地を買って、こっちに引っ越してくる予定ということで、宅地も取得しておりましたので、耕作はするのではないかとということで、そのときは許可になっています。現在もどなたが実際やっているか分からないのですが、農地として適切に扱われております。

4件目が今回のこの件です。どうなるかという形にはなっております。先ほど〇〇委員と〇〇推進委員からもお話があったのですが、今現時点で客観的に許可できないという条件に該当するものがない状態です。怪しいというのは皆さん変わらないとは思いますが、例えば明確に耕作放棄地があるとか、違反転用があるという報告は境町からは来ていないです。解消されましたという連絡が来ていますので、そういったもので許可できないという客観的な資料というのはないです。あとは本人が耕作できるかどうかというのは、客観的にはかることができないので、その辺は皆さんで昨日の面談の結果も踏まえて、判断していただくしかないのかなと考えております。

○**農業委員 4 番** ちょっと懸念されるような話なのですが、境町でリサイクル業をやっていると、面積を見ると〇〇アールで、農業をやっていくのでは少ないと思うのです。これだけ買って農業をやっていくとするとそれ相当の農業機械だとかないといけないのではないかと思います。まして、道路沿いですし、優良な農地が遊休農地になったりあるいは場合によっては産業廃棄物だとか置かれたら、周りの人も大変困るし、田んぼの美化も損なわれてくるのではないかと思います。その点皆さんの話を聞いてみたら、何か危ないような話を聞いて、これは最初から私もあまり賛成できないというような感じがしています。もう少しはっきりとした法律に当てはまっても、やっぱり最終的に困るのは周りの住民であるし、何かあると杉戸町農業委員会へかかってくると思うので、その点をもう少し調べる必要があるし、境町にも農業委員や職員がいるわけですから、事情聴取してもう少しきめ細かいところを調べてもらえばありがたいと思っています。

○**会長** 〇〇委員の意見と〇〇委員の意見と両方ですが、昨日の面接の段階で、今事務局が説明したとおり遊休農地が1月にはあったと。それは解消されまして、境町の農業委員会からは報告を頂いている。そういうことで、この3条要件を不許可に相当させるのには相当難しいところがあると。〇〇アールで〇人もいて何を作っているのだという話を聞きたい。ただ、遊休農地は解消したと。昨日の面接でも何回も、私も3回ぐらい確認しました。本当に永年耕作するのか、ここは農用地区域ですから、農用地は水田以外は何もできませんよということで何回も確認して、やりますと。米を作りますということで本人は言うておりました。ということで、それ以上は私のほうでは何とも言えな

いですが、ちょっと局長のほうから。

○局長 この案件を見ると、佐左エ門の〇〇〇〇さんという方は全ての農地を手放すのです。家にいるのは、せがれさんが亡くなってしまって、その奥さんしかいないという状況、こういう状況というのはこれから相当増えてくると思うのです。ですから、こういう立場において農家が体力があって、農家が土地を買ってくればいいのです。3条では永年耕作というのが基本なのですが、そこいら辺の中で今〇〇委員がおっしゃられたように、いかに農業委員としては、この案件でもしか皆さんが合意していただけるのであれば、その後いかにパトロールを強化して、この農地を守っていくか、それが大事だなと思うのです。

ただ、恐らくそういうことが想定されるのではないかとということで、客観論ではなく、そこで判断するというのは、事務局としては大変厳しいというのが一つあるのかなと。多分、今までもあったのです。例えば一時転用ってあったのです。いわゆる盛土があって途中で逃げられてしまって、平らにしますよと。今は30センチ以上は盛れないのですが、今までは山になって逃げられてしまったというのがあったのですけれども、3条でその土地が荒れてしまったというのは、今までの実態としてはない。というのは、今まで3条が多いのは、例えば都市部の農家が代替地として杉戸近辺を買ったというのが結構多いですから。今もきちんと作っている。昨日の面談の中では、〇人いるのですが、これは家族で、今中古の機械を買って耕作はしているのだと。本当にやっているのですかと、それ以上聞けないというのが農業委員です。ですから、4人と事務局の中で聞ける範囲の中が、この〇〇さんという方とその代理人の方に、一緒に来られたので、全て1時間強で聞いたということが状況なのですが、そのような中で皆さんのご意見を踏まえてという。

○会長 はい、どうぞ。

○農業委員5番 この〇〇〇—〇と〇〇〇—〇、この田んぼの隣が私の田んぼなのです。それを考えても、今までお聞きした事務局のお話と、あと〇〇さんと〇〇さんの話で、これはやむを得ないかなということは思いますけれども、不許可にする条件が見つからないということですよ。あとは、やっぱり何か違反があればパトロール等を強化するとか、そういうことでと私は思いますけれども。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○農業委員12番 今、議案第1号って農地法第3条で審議されているのですよね。3条でということは、〇〇さんが持ちこたえないということで、売買契約に当てはまるということですよね。そうしますと、3条ではなく、次の4条の土地の貸し借りではいかがなものでしょうか。そちらのほうの指導的なものが達せられれば、〇〇さんに貸すよという形で〇〇さんのほうで何年か作業をやってもらおうということで、その状況がよければ、行く行くは〇〇さんが亡くなったときでも、3条申請で売買契約になるというふうな形での指導はできないのですか。これは3条で売りたいという〇〇さんの希望なのですか。資金繰りに困っているとか、生活に困っているのか、売りたいのだというふうな話でしたら分かりますが。

○局長 個人情報で、それ以上は聞けないということを念頭に置いてください。

○会長 あくまでも3条で上がってきているということで、指導という形で例えば利用権設定をしてくださいというのは、農業委員会からは言えません。

3条要件で申請が上がっているわけですから、これをどうしますかということは、例えば〇〇さん側の立場もありますし、それはご理解を頂ければと。3条というのは売り買いですから、売買です。

○農業委員12番 売買しなければ、仮登記のまま済ませるのだよね。本登記になってしまうとできないからね。

○会長 昨日もそれは話をしまして、あくまでも向こうは農業の要件を持っているという状況下で3条を申請が上がって、これをどうするかということは難しいかというふうに思います。

ほかにございますか。

○農業委員6番 ○○○さんからもお話あったのですけれども、問題は権利の種類の問題ではないと思うのです。例えば使用貸借とか賃借権とか何とかという形でも、3条の対象に入ってくるのです。問題は、要するに当該申請地がごみ捨て場にされてしまうのではないかとことを危惧しているのです。だから、たとえ4条とか、4条だったら転用ということになってきますから、当然引っかかってくるけれども、3条の中で例えば賃借とか何かになれば、問題が解決するというふうな問題ではないと思うのですけれども、疑問だったらまた反論をお願いします。

○会長 どうぞ。

○農業委員8番 制度的にというのは分からぬでもないのですが、これは必ず多分農地をあれする営農計画も出ないですよ。

あと、○○アールの今のところが解消されたというのは、境町から具体的にどういうふうな状態になっていて、それが解消されたというところの結論だけが来ているのですが、どういうふうな、草を刈ったという話なのですか。だから、そこらの具体的な、耕作放棄地が解消されたというところがもし適切な解消でなければ、そこについては不許可の要件になるので、そのところ。あと、場合によっては、そこは境町にお願いするしかないのですか。こちらで行って実際現地調査するというのは、県を越えているからまた難しいですね。

いずれにしてもこういう案件があるということは、正式にそういうことはできないにしても、県に、こういう案件があって許可、不許可、それは農業委員会の責任ではあるわけですが、そういうものについての問合せというか、そういうものはきちっとしておく必要はある。法的にそこがどうこうということはないのですが、これは必ずや農地として使われないと見込まれる。それは推測ですから、私の言っていることが違えばあれですが、やはりそこまでやることは尽くして、最後そうってしまったときに、農地パトロールしても、その人はそういうことを意図してやる人であれば、いかんともしい難いですよ。誓約書を出しているが、誓約書を破ったら罰金を払いますとか、そういうふうな制度にもなっているわけではありませんから、伝家の宝刀を抜けるのかどうかですけれども、そういうところの確認とか、そういうところはもうちょっと最善を期して、最後妙なことになるかもしれないおそれが非常に強いうように懸念はしていますが、そのところで、まず○○アールのところの解消の状況を具体的に境町から報告を聞いていれば、教えていただけますか。

○会長 そちらの件については、今○○委員さんが現場を見ていただいたということでございますので、それは現場を見ていただいております。先ほど調査報告でそういう話がありましたよね。

○農業委員6番 私がよく見たのは、お住まいの状況の中で、本当に農家をやっているかなというふうな印象を得るために行ったのですよね。そうしましたら、実際は○○○○○ですか、そういったふうな看板が出ていました。それから、○○○○○というような看板が出ていて、実際は宅地の中に金属のスクラップが山積みになっていたということで、農家のイメージとは大分違うかなという印象を受けましたけれども。

○農業委員8番 ○○さんのところが耕作放棄地を解消しているという確認はしているということでもいいのですか。

○農業委員6番 耕作放棄地については、私は見なかったです。隣接のすぐそばが不耕作地になっていたということは、昨日のヒアリングの段階で聞きましたけれども、その前までは、その土地が○○さんのほうで耕作、草が生えているとか生えていないとか、情報がなかったものですから、そこは確認しておりません。

○農業委員8番 もし断る理由としたら、不耕作地というものが残っているということであれば、不許可案件にできるということであれば、そこについて境町にしっかり、他の町で、また県も越えていて、非常に農地法のやりづらいと

ころではあるのですが、やはり最善を尽くしておかないと、これは必ず農地としては使われずに資材置場か何かになって、将来場所もいいところで、ここに家が建つのかどうか分かりませんが。

あと、水利権は、一緒に〇〇さんから水利権を土地改良区のほうに引き継ぐような、そういう流れとか、そういうところも真面目にやっているということであれば、何か少しあれですが、そういうものも全く考えていない。何かそういう点についての確認なりが必要かなという感じがするのです。

○書記 事務局ですけれども、まず1月に申請があった段階で、一度境町に照会はかけております。そのときに耕作放棄地があるということで、一度取り下げしていただいているわけですが、今回も再申請が上がってきたということで、改めて調査のほうはかけさせていただいております。前回の調査に比べると、耕作放棄地が減った分耕作面積が増えているような形です。本人の申請書のほうには〇〇アールというふうな記載があったのですが、境町農業委員会からの経営状況の報告としては、今〇反〇畝まで耕作放棄地を解消して耕作面積が戻っている形です。耕作放棄地と違反転用地があるという報告は来ておりません。

これも程度の話になってしまうのですが、ではそれが本当なのかどうかをこちらが確認しに行くのかということに今度になってしまうのです。どこまでやるかということです。本当にトラクターを持っているのか、現場を見せてくれというふうに、そこまで行くのかどうかという程度の問題になってしまうのですが、それはどこまでやるかというのは、なかなか明確な基準というのがないので。

○農業委員4番 農業をやっていくのでは、農業機械とか、今まで面積も出ているけれども、〇〇アールでは大したことないのですが、今話を聞いたところだと、〇〇aぐらい向こうの農業委員だか、役場のほうから聞いたという話を聞いたのだけれども、そうした面積についても相当そこがあるのではないかと思います。実際に正しいものを書いてあるのか、あるいはこちらで聞いたのが、どっちが正しいのだから分からなくなってしまうよね。信用があまりできないのではないかと思います。書いたのと言うことが違うと。

○書記 最新の状況ですと、耕作放棄地が解消されて田んぼが〇反〇畝、〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡、合計で〇〇〇〇㎡、これが恐らく一番正確な数字だとは思っています。相対の耕作とかが入っていない公式な役場を通した数字という形です。これが全て所有地ということで境町から来ています。

農機具についてもトラクターが〇台、耕運機が〇台、農業用トラックが〇台ということで修正されて報告が来ております。あとはこれを信じるかどうか、どこまで追跡調査をするか、本当に耕作する能力があるのかどうか確認するかどうかという……

○会長 はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員5番 今の耕作放棄地の件なのですが、解消されたということなのですが、何年耕作放棄していたのだから、どのぐらい長く耕作放棄で、この購入に当たって耕作放棄地を解消したのかという感じに私なんかは受けてしまいます。だから、売買の場合は売りたい人が本当は契約のときに買戻し特約なんかも今はありますよね。だから、そこへ農業委員が何かタッチできれば、放棄した場合、同じ値段で大体買戻しの場合は10年未満だか以下だか忘れたけれども、契約はできると思います。だから、そういう方法もあるのかなとは私自身は思うのですが、今の耕作放棄地を何年やっていたのか調べたのか、お答えできる範囲で。

○書記 境町の耕作放棄地なので、いつからというのは私もそこまでは把握していませんが、おっしゃるとおり前回申請して指摘があったので、解消しましたというのは、それはそうだと思います。許可が下りなかったので、直しましたというのは、それは間違いだと思います。ただ、だからといって駄目ですとは言えるような状況ではない形です。

○会長 いろいろご意見があると思いますが、若干昨日の面接をした結果と、今ご質問が出ているものが重複している

部分が非常に多い部分でありますので、質疑はこれで打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。というのは、私と副会長と担当の〇〇委員と〇〇委員さんが出て、本人とももちろん事務局が出まして面接をしたわけでございますので、今ご質問を頂いている部分は、ほぼ昨日も同じ質問をさせていただいて回答を頂いたという状況であります。

○**農業委員 8 番** 上部機関というのか、春日部の事務所に、この案件について相談はしたのであれば、状況を教えてください。

○**会長** これは3条でございますので、4条とか5条でしたら、農林等の打合せが当然必要ですが。

○**農業委員 8 番** でも、正式なあれではないにしても、サゼスションを受けるみたいなことは、県を越えての話ですから、非常に難しい問題だと思うのですけれども。

○**書記** 事務局なのですけれども、この件に関わらず3条で仮に県のほうに相談したとしても、農業委員会の判断ですという回答しか返ってきません。県はそういうスタンスです。許可の基準に照らしてやってくださいということしか、回答としては向こうも出せない。下手なことを言えない、権限がない以上。そういう回答しか頂けないです。

というのと、皆さん先ほどから質問が出ておりまして、ご心配なのは重々承知なのですけれども、先ほども申し上げたとおり客観的に許可を出せませんというところに該当する部分がないのです。あと、不許可にできるとすれば、あなた耕作できないですね。だから、不許可にしますというのであれば、不許可にはできますけれども、それをどうやって判断するのですかといったときには、皆さんの各個人の印象でしかないのです。その個人の、私個人は多分無理だろうと思うから反対します。私個人としては、やむを得ないので賛成しますというレベルの判断基準でしか判断できないような状況ですので、今のお話しした印象で、個人的に私としては危ないから駄目なのではないかなというので、判断していただく以外はないのかなと事務局では思っております。

○**農業委員 8 番** もう一回、吉川市の方、作付をされていないという方は、どういう指導をされたのか。

○**書記** 吉川市の方は、通常の耕作放棄地と同じように、適切に維持管理してくださいということで指導するという形以上のことは取れないようです。違反までいってしまえば、それはまた県と協力してできるのですけれども、現状そういう形にはなっております。

○**会長** 一応農業委員さんの皆さんにお断りしておきますが、1月に取下げをした段階では、当然遊休農地がありましたので、取下げをしていただいたと。ですから、またここで申請が上がってきた部分については、今事務局で言うところ3条で不許可というのはないといえないのですが、上がってきて調査報告もさせていただいてありますということですから、審議は十分しなくてはならないところですが、先ほども申し上げましたとおり今後そういうふうな形で町外の方が杉戸の農地を取得して、自分で耕作できないから中間管理を入れて誰かに耕作してもらおうとかと、そういうことも可能性としては出てくるわけです。そうすると、そういうのを今回ここで不許可で、農業委員会のほうで許可しないということになりますと、3条要件の許可をしない要件というのは、皆さんの本当に判断しかございません。

今日録音していますが、私もお山の関係とか、あと才羽にも、去年地元の方と草刈りしましたけれども、そういう案件もあります。遊休農地を増やさないようにするにはどうしたらいいかという部分を考えた場合に、この場合は逆に言えば先の懸念があることは明確でありますけれども、今の段階で3条を許可しないという要件は満たしていないのかなというふうに、私個人としては思っておりますので、その部分も農業委員さんは十分考慮していただければなというふうに思います。

この件につきましては、皆さん個人個人の意見は様々ございますので、ここで採決に移ります。

1号議案の1番、1―1から1―11まで賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（多数）〕

○**会長** 賛成多数ということで許可相当と認めます。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1からナンバー6まで全て農地中間管理機構への貸付けとなります。利用権の設定を受ける者は、埼玉県農林公社。利用権を設定する土地、大字北蓮沼〇〇〇、田1,749㎡、ナンバー2、同じく〇〇〇、田、1,750㎡、ナンバー3、同じく〇〇〇、田、1,400㎡、ナンバー4、同じく〇〇〇、畑793㎡、ナンバー5、同じく〇〇〇、田、2,048㎡、ナンバー6、同じく〇〇〇、畑、998㎡。ナンバー1から6合計で8,738㎡。設定される利用権についてですが、田んぼについては賃貸借、内容は水田、令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間、借賃が年10アール当たり30キロ相当。畑については、使用貸借となっております。内容が普通畑、期間は同じく令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間。利用権を設定する者は、八千代市、〇〇〇〇、全て新規となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては公社でございますので、新規案件でございますが、調査報告はございません。

これにつきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

○農業委員12番 今回、議案第2号として農地利用集積計画決定という、これの申請された受付日、申請日はいつになっているか教えていただけますか。

○書記 こちらの手続きとしましては、まず〇〇さんに書類確認していただいて判こを押してもらって、その後役場が農林公社へ書類を回して判こを押して、農業委員会に回ってくるという形になるので、本人が作成した日付と役場に来た日付というのは変わってくるのですけれども、令和2年2月3日付で受け付けたという形にはなっております。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○農業委員12番 そうしますと、この中でナンバー5番なのですが、北蓮沼、地番〇〇〇ですが、次のページを見ていただくと、専決報告の中では同じ地番が農地法第18条のほうで出ているのです。これとの関係はどのようなのですか、ちょっと教えてもらえますか。関わりについて。

○書記 〇〇さんなのですが、もともと〇〇さんに全ての土地を利用権設定でお貸ししておりました。ただ、契約が2つに分かれておりまして、既に切れているものと、まだ契約期間の残っているものということで、2種類契約があります。既に切れているものは自作ということで、解約の手続きは必要なかったのですが、1筆だけ契約期間が残っているものに関しては、契約を解除した上で中間管理機構を利用した賃貸借に移行するという形になっております。

○農業委員12番 分かりました。18条のほうは契約の解除というふうなことでございます。これは2月20日付でよろしいですね。先ほどの申請が2月3日ということになると、前後日にちの度合いがどうなるか。通常でしたら、解除されてから受付というような形に手続上なるのではないかという感じがするのですが、分かったら教えていただきたいのですが。

○書記 利用権の手続が2月3日に受け付けたと言ったのですが、通常2月3日に受け付けていれば、2月の審議になっているはずなのです。ですので、手続上書類が前後しておりますけれども、手続上の流れとしては、解約と併せて中間管理機構への移行ということで事務局のほうは処理をしております。

○会長 よろしいですか。

○農業委員12番 はい。

○会長 それでは、ほかにございますか。

ないようでしたら採決しますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー1からナンバー6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見についてということで、議案第2号のナンバー1からナンバー6についての耕作者への配分計画となっております。

先ほどもありましたが、もともと〇〇〇さんが耕作していた土地ですので、中間管理を利用した賃貸借においても、全て〇〇さんが耕作する形となっております。畑については、耕作、作付までいけるかどうかは分からないのですが、土地、田んぼのほうを借りている形になるので、併せて一緒に管理しますということで報告のほうを頂いております。こちらは通常どおり、耕作者については意見なしということで回答のほうをさせていただければと、事務局のほうでは考えております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質疑頂きますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第3号に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、続けてお願いします。

○書記 それでは、専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1、北蓮沼〇〇〇、田、2,048㎡。賃貸人、八千代市、〇〇〇〇。賃借人、才羽、〇〇〇。こちらは先ほどの議案と関連しますが、農業経営基盤法に基づきまして合意解約になっております。こちらは令和2年2月20日付で受け付けております。

続きまして、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松1丁目〇〇〇—〇、畑、2㎡。申請人、倉松1丁目、〇〇〇〇。転用目的は、ごみ集積場でございます。こちらは令和2年3月2日付で受け付けております。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、内田2丁目〇〇〇〇—〇、田、217㎡。譲渡人、杉戸1丁目、〇〇〇〇。譲受人、宮代町、〇〇〇〇。転用目的は、自己用住宅でございます。こちらは令和2年2月21日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー 2—1、清地 5 丁目〇〇〇—〇、田、358㎡。同じくナンバー 2—2、同じく〇〇〇—〇、田、7.53㎡、合計、365.53㎡。譲渡人、倉松 4 丁目、〇〇〇〇〇。譲受人、横浜市株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は、倉庫敷地。こちらは令和 2 年 3 月 2 日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー 3、杉戸 2 丁目〇〇〇〇—〇。畑、468㎡。譲渡人、杉戸 4 丁目、〇〇〇、〇〇〇〇〇。譲受人、さいたま市〇〇〇〇〇〇労働組合。転用目的は、事務所敷地でございます。こちらは令和 2 年 3 月 11 日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○**局長** それでは、副会長に閉会の挨拶をお願いします。

○**副会長** では、この席上で閉会の挨拶をさせていただきます。

ただいまをもちまして第 3 回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、4 月 24 日金曜日、役場におきまして第 1 庁舎 3 階会議室、15 時より予定しております。今日は大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年3月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男

署 名 委 員 倉 持 登